

5年諮問第3号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員野田真澄は、令和6年3月31日をもって辞任するので、その後任として次の者を推薦したい。

よって、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年12月21日提出

瀬戸市長 川本雅之

大津菊江